

法学研究科（博士後期課程）

1. 教育研究上の目的

法学研究科（博士後期課程）は、大学教員として学部学生を指導できるレベルの極めて高度な知見を修得し、独創的で明確な研究課題を設定し、適切な研究手法を用いて、主体的かつ自律的に法的な問題を発見・分析・研究することができる人材を養成する。

2. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学研究科（博士後期課程）では、履修規定に即して必要単位を修得し、必要な修業年限を満たした上で、下記の能力を備えていると判断した場合に、「博士（法学）」の学位を授与します。

（知識・技能）

1. 自身の専攻分野について、大学教員として学部学生を指導できるレベルのきわめて高度な知識を修得している。

（思考・判断・表現）

2. 独創的で明確な研究課題を設定し、適切な研究手法を用いて取り組むことができる。
3. 先行研究等を幅広く調査分析することができる。
4. 緻密な論理構成をもって結論を導くことができる。

（関心・意欲・態度）

5. 社会の諸現象に広く関心を持ち、主体的かつ自律的に法的な問題を発見・分析・研究することができる。
6. 研究を行う際に研究倫理を遵守している。
7. 研究を通じて、自己の研究分野にかぎられず、広く社会に貢献しようとする意欲を有している。

3. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学研究科（博士後期課程）では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を修得させるために、以下のような内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成します。

（教育内容）

1. 公法、民事法・社会法・産業法、刑事法、又は基礎法を専門分野とする大学教員として、学部学生を指導するにふさわしい知見を修得できるように「特殊研究」及び「演習」を開講する。（知識・技能／思考・判断・表現）

2. 実践的なリーガルマインドを身につけるため、又は法律以外の幅広い分野の知見を修得するために、4単位を上限に本学の法科大学院及び他の研究科の授業を履修することができる。(知識・技能／思考・判断・表現)

(教育方法)

1. 講義科目では、幅広い知識を修得させることを目的として、講義方式を採用する。
2. 演習科目では、学生自身のプレゼンテーション及び論文作成能力を向上させるため、アクティブ・ラーニングを取り入れた演習を採用する。
3. 指導教授が、きめ細かな研究指導や論文執筆・発表の指導を行う。

(教育評価)

1. 知識・技能の修得に関しては、博士論文による研究成果の審査を通じて評価する。なお、その審査にあたっては、別に定める審査基準に基づいて、総合的に判断する。
2. 講義科目において、具体的な問題に関する報告及び討論を行うなかで、論理的な説明を行う能力、十分に根拠づけられた説得的な議論を構築する能力、及び他者との議論の中で妥当な結論を導いていく能力を測る。
3. 指導教授による演習科目において、自らの知識と思考を用いて具体的な問題を検討し、解決しようとする姿勢と能力を測る。そして、博士論文の審査を通じて、より専門的な学問的能力についての評価を行う。

4. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

法学研究科（博士後期課程）では、次に掲げる知識・能力や目的意識・意欲を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

(知識・技能)

1. 博士前期課程又は法科大学院等において、法律学に関する高度な専門的知識及び研究手法並びに法律学に関する外国語文献を読むための高度な語学力を修得している。

(思考・判断・表現)

2. 自らの問題意識に基づいて法的問題を発見し、先行する学説や判例を分析し、自己の見解を説得力のある形で表現することができる。

(関心・意欲・態度)

3. 社会の諸現象に広く関心を持ち、自律的に研究活動を行う研究者又は実務で活躍する専門的職業人を志す意欲・態度を有している。

以 上